

岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後										
<p style="text-align: center;">岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付要綱</p>	<p style="text-align: center;">岩手県土地改良施設維持管理適正化事業費補助金交付要綱</p>										
<p>(目的)</p> <p>第1 土地改良区等の土地改良施設管理者の管理意識の高揚並びに土地改良施設の機能の維持及び耐用年数の確保を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知）に基づき、土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対して岩手県土地改良事業団体連合会（以下「県連合会」という。）が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>(補助金の交付の対象及び補助額)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="190 1018 1075 1297"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良区等が事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</td> <td>当該事業を行う場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額</td> </tr> </tbody> </table>	経費	補助額	土地改良区等が事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額	<p>(目的)</p> <p>第1 土地改良区等の土地改良施設管理者の管理意識の高揚並びに土地改良施設の機能の維持及び耐用年数の確保を図るため、<u>土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）</u>及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知）に基づき、土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費に対して岩手県土地改良事業団体連合会（以下「県連合会」という。）が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。</p> <p>(補助金の交付の対象及び補助額)</p> <p>第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1187 1018 2072 1453"> <thead> <tr> <th>経費</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 土地改良区等が実施要綱第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</u></td> <td><u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額</u></td> </tr> <tr> <td><u>2 土地改良区等が実施要綱第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</u></td> <td><u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の2に相当する額以内の額</u></td> </tr> </tbody> </table>	経費	補助額	<u>1 土地改良区等が実施要綱第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</u>	<u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額</u>	<u>2 土地改良区等が実施要綱第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</u>	<u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の2に相当する額以内の額</u>
経費	補助額										
土地改良区等が事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額										
経費	補助額										
<u>1 土地改良区等が実施要綱第2の1に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</u>	<u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の3に相当する額以内の額</u>										
<u>2 土地改良区等が実施要綱第2の2に掲げる事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費</u>	<u>当該事業を行う場合に要する経費に対して県連合会が補助する場合に要する経費の10分の2に相当する額以内の額</u>										

第 3 ～ 第 5 〔略〕

附 則 〔略〕

別表（第 5 関係） 〔略〕

様式第 1 号～様式第 7 号 〔略〕

第 3 ～ 第 5 〔略〕

附 則 〔略〕

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

別表（第 5 関係） 〔略〕

様式第 1 号～様式第 7 号 〔略〕